周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会 委員長 清 水 芳 将

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例(平成15年周南市条例第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「14人」を「13人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の周南市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による予算決算委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後の周南市議会委員会条例の規定による予算決算委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による予算決算委員会の委員の残任期間とする。

(参 考)

0 次 の定数及びその所管は (常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等 改正案 る事項 Ķ の名称、 予算及び決算に関す 予算決算委員会  $(1) \sim (3)$  (B) 41 常任委員 会条例新旧対照表 とおりとする。 (器) 器 2 然 (4) (2) 7 紙  $^{\circ}$ 、※の 41 委員の定数及びその所管は 無出 (常任委員会及び議会運営委員会の委員定数等) . HI 現行 予算及び決算に関する事項 14人 2条 常任委員会の名称、 とおりとする。 41 予算決算委員 (盤) (盤) (器)  $(1) \sim (3)$ (4) (2) 4 7 無  $^{\circ}$